



柏崎市ものづくりリーディング カンパニー成長投資助成金

地域経済を牽引する企業の創出と市内経済の好循環を図るため、高い付加価値を生み出す先端設備等の導入や人材開発への成長投資に助成金を交付します。

【助成金額】1社につき最大 **100万円**

対象事業	中小企業等経営強化法（※令和3(2021)年6月16日の法改正により生産性向上特別措置法の関係規定が移管されました）又は旧「生産性向上特別措置法」に基づく認定先端設備等導入計画に従って労働生産性向上の目標を達成するために実施する先端設備等の導入事業であって、当該計画に掲げる各事業年度（計画開始直前の決算から3年を経過するまで間における一事業年度をいう。）において、年3パーセント以上の労働生産性向上を達成した事業
対象者	次の各号のいずれにも該当する中小企業者としてします。 (1) 製造業を主たる事業として営む方 (2) 市内に本社又は主たる事業所を有する方 (3) 引き続き1年以上事業を営んでいる方 (4) 市税を滞納していない方 (5) 中小企業等経営強化法（平成11(1999)年法律第18号。以下同じ。）又は旧「生産性向上特別措置法」（平成30(2018)年法律第25号）に基づく認定先端設備等導入計画に従って先端設備等を取得した者で、地方税法（昭和25年(1950年)法律第226号）に基づく固定資産税の特例の適用を受けることができる方
助成金の算定基礎	助成金の算定基礎は、次に掲げる経費とし、各事業年度における期末決算の合計額から前年度期末決算の合計額を差し引いた金額とします。 (1) 営業利益 (2) 人件費（退職金を除く。） (3) 減価償却費
助成金額	算定基礎額の2分の1以内の額とし、30万円を限度とします（1,000円未満切捨て）。各事業年度において次の各号に掲げる区分に該当する場合は、当該各号に定める額を助成金の額に加算します。なお、一の助成対象者に対する助成金（加算額を含む。）の交付は、同一年度内で100万円を限度とします。 (1) 新規雇用確保枠（新卒者（学校教育法（昭和22年(1947年)法律第26号）に規定する学校を卒業後、1年以内に就職した者をいう。）又はUターン者（市外から本市への移住者（住所を本市以外に異動しない場合でも、市外に居住していたことが明らかである者を含む。）をいう。雇用開始日において、年齢が35歳未満の者に限る。）を期間の定めがない従業員（1週間の所定労働時間が30時間以上の者に限る。）として雇用し、当該従業員が決算期末に在籍かつ市内に住所を有している場合） 1人につき10万円 (2) 地域経済循環枠（市内事業者から先端設備等の購入があった場合） 1申請につき5万円
申請書類	各事業年度の終了後6か月以内に次に掲げる書類を提出してください。 ・柏崎市ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金交付申請書兼実績報告書 ・決算書（直近2年間の貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書）の写し ・直近2年間の従業員数が確認できる書類の写し（事業概況説明書等） ・従業員台帳及び雇用保険被保険者台帳の写し（新規雇用確保枠に該当する場合） ・先端設備等の支払を証する書類の写し（地域経済循環枠に該当する場合） ・市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類（登記簿謄本等） ・市税完納証明書 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
【問い合わせ】柏崎市産業振興部ものづくり振興課（21-2326）へ	